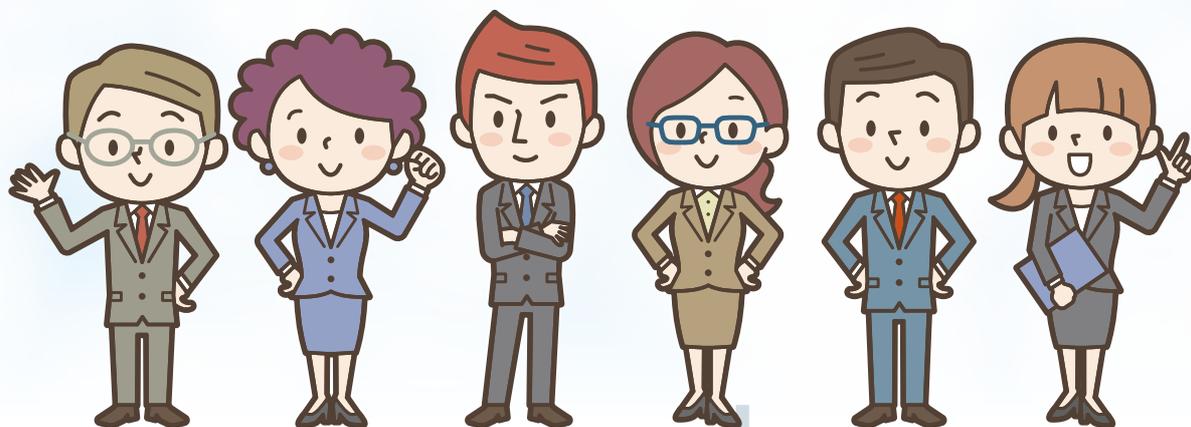


創業支援 のご案内

～あなたの夢の実現をお手伝いします～



福井県信用保証協会
FUKUI GUARANTEE

「夢を実現したい」

「これまでの経験を活かしたい」

あなたはどのような想いを抱いて創業を考えていますか？「難しそう」と思っている方や「なかなか実行に移せない」方もいらっしゃるのではないかと思います。

このガイドブックは、創業をお考えの皆さまに、創業の基礎的知識や信用保証協会を知っていただくために作成しています。創業計画の作り方等についても分かりやすく解説しますので、ぜひお気軽にご利用ください。

福井県信用保証協会は、あなたの夢の実現をお手伝いします！

目次

Contents

第1章 信用保証協会とは！

1 福井県信用保証協会とは	2
(1) ご利用いただくメリット	2
(2) 信用保証制度のしくみ	3
(3) ご利用いただける方	4
(4) ご利用いただける資金使途	4
(5) 信用保証料	4
(6) ご利用の流れ	4
2 福井県信用保証協会の創業支援	5
(1) お客様相談窓口の開設	5
(2) 創業計画策定支援	5
(3) 保証付き融資による金融支援	5
(4) 創業後のフォローアップ	5
(5) 創業セミナー	5

第2章 創業計画を作成しよう！

1 創業までのスケジュール	6
2 創業に向けた決意・準備状況	6
(1) 創業者であるあなた自身の決意について	6
(2) 創業に向けた準備状況について	7
3 創業計画書を作成する	8
(1) 創業計画書の作成手順	8
4 創業計画書の作成ポイント	9
(1) 事業構想	9
(2) 具体的な事業内容	11
(3) 創業時の資金計画表	14
(4) 収支計画表	16
創業計画書（様式）	19



第3章 創業の基礎知識を学ぼう！

1 創業に伴う届出	22
(1) 税務署等への届出	22
(2) 労働保険関係の届出	23
(3) 社会保険関係の届出	23
2 許認可等の手続き	24
3 創業後に必要となること	24
(1) 経理	24
(2) 確定申告	24
(3) 税金	24
(4) 金融機関との取引	25
(5) 資金繰り	25

第4章 創業後もサポートいたします！

1 創業後のフォローアップ	26
2 お客様相談窓口	26
3 経営支援強化事業を活用した支援	27
4 創業セミナー	27

参 考

主な創業者向け保証制度	28
許認可等を必要とする主な業種	30
創業計画書の記入例	32
創業支援のご案内（チラシ）	35
経営改善をサポート（チラシ）	36

第1章



信用保証協会とは！

1 福井県信用保証協会とは

私たち福井県信用保証協会は、中小企業者の皆さまの金融円滑化のために信用保証協会法に基づいて設立された公的機関です。

中小企業者の皆さまが、金融機関から事業に必要な資金を調達するとき、「公的な保証人」となって、資金が調達しやすくなるようサポートしています。

(1) ご利用いただくメリット

信用保証協会をご利用いただきますと、次のようなメリットがあります。

1


原則として
第三者保証人は
不要です

原則として法人・代表者以外の連帯保証人は不要です。

2


無担保での
利用が可能です

無担保でご利用いただける保証制度をご用意しています。

3


資金調達力が
高まります

お取引金融機関のプロパー借入（信用保証協会の保証がない金融機関独自の借入）と保証付き借入との併用により、借入金額の拡大が図られます。

4


県・市町の制度融資が
利用可能です

信用保証協会の保証により、低利で固定金利の県・市町の制度融資がご利用できます。一部の制度では保証料の補給等もあり、大変有利です。

5


ニーズに合わせて
保証制度が
選択可能です

創業保証をはじめ、一般保証、根保証、セーフティネット保証、借換保証、経営改善・事業再生を支援する保証など、事業者のライフステージや資金ニーズに対応した様々な保証制度をご用意しています。

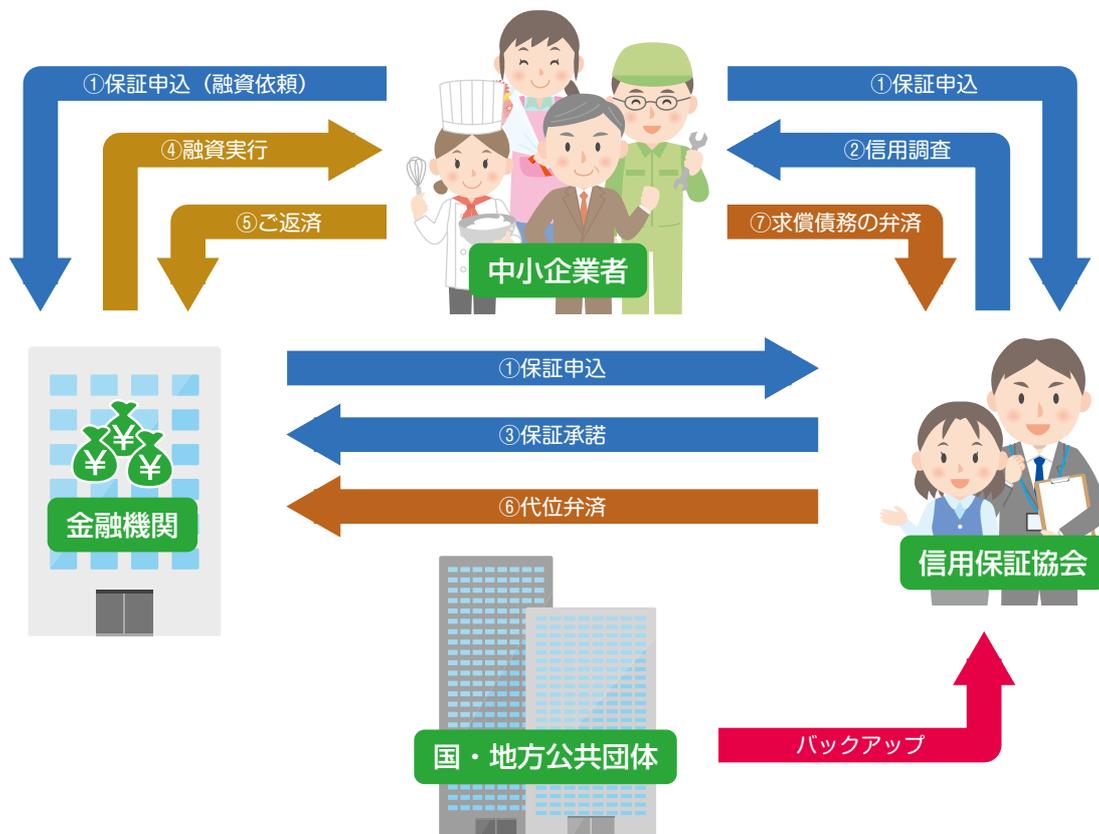
6


各種支援が
受けられます

創業相談、経営支援など、様々な支援メニューをご用意しています。信用保証協会では、信用保証料以外の費用は一切いただいておりませんので、安心してご利用ください。

(2) 信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、公的な保証機関として、県内中小企業者の資金調達をサポートしています。



① 保証申込(融資依頼)	保証(融資)の申込を受け付けます。金融機関または信用保証協会の窓口へご相談ください。
② 信用調査	信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画等を審査し、保証の諾否を決定します。
③ 保証承諾	信用調査の結果、保証の諾否を金融機関にご案内します。 信用保証を承諾する場合は、金融機関に信用保証書を発行します。
④ 融資実行	信用保証書の交付を受けた金融機関が資金をご融資します。 この際、金利とは別に定められた「信用保証料」をご負担いただきます。
⑤ ご返済	返済条件に基づき、金融機関に借入金をご返済いただきます。

万一、何らかの事情により中小企業者の方が借入金を返済できなくなった場合

⑥ 代位弁済	信用保証協会は、中小企業者の方に代わって、金融機関に借入金の残金を弁済します。
⑦ 求償債務の弁済	代位弁済後、中小企業者の方と相談しながら、信用保証協会へご返済いただきます。

(3) ご利用いただける方

福井県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかがあり、事業を行っている中小企業者（個人・法人・組合等）または創業予定の方がご利用いただけます。

ただし、許認可等を必要とする業種（P30・31参照）にあつては、その許認可等を取得していること（創業予定の方は許認可等の取得が確実であると見込まれること）が必要です。

(4) ご利用いただける資金使途

これから創業される方が、事業を開始するために必要となる運転資金および設備資金、または、既に事業を始められている方が、事業を運営するために必要となる運転資金および設備資金が対象となります。

生活資金、住宅資金、投機資金等の事業外資金にはご利用いただけません。

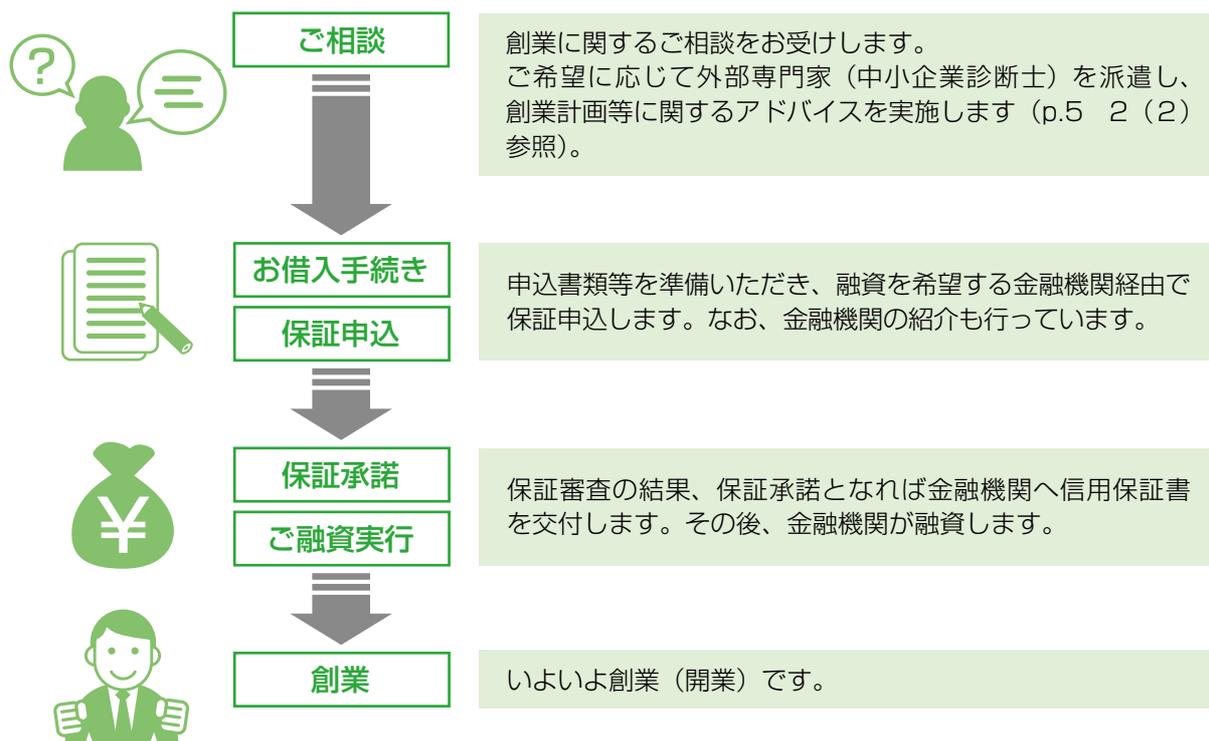
(5) 信用保証料

信用保証料とは、中小企業者の皆さまが信用保証協会の信用保証を受けて金融機関から融資を受けた際に、信用保証の対価として、中小企業者の皆さまから信用保証協会にお支払いいただくものです。

信用保証料は、信用保証協会から日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費など、信用保証制度を運用するために必要な費用に充てられています。

(6) ご利用の流れ

保証協会のご利用時における一般的な流れは、次のとおりです。



2 福井県信用保証協会の創業支援

(1) お客様相談窓口の開設

これから創業される方からの「創業」に関する相談等にお応えするために、「お客様相談窓口」を開設しております。

創業を志す方の夢の実現に向けて、創業前からお伺いし、創業計画や資金調達方法等を一緒に考えるなど、創業者をサポートしています。

平日の日中に当協会で開催している常設の相談窓口のほか、事前予約制の「夜間窓口」・「日曜窓口」を開設し、個別相談を行っております。

くわしくは、当協会ホームページをご覧ください。

(2) 創業計画策定支援

これから創業される方をサポートするため、外部専門家（中小企業診断士）を派遣する創業計画策定支援を実施しております。外部専門家の派遣を希望される方は、創業担当者までご相談ください（原則、当協会が全額費用負担いたします）。

(3) 保証付き融資による金融支援

自己資金要件がない保証制度など創業者向けの保証制度を豊富にご用意しておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

→ 「主な創業者向け保証制度」(P28・29参照)

(4) 創業後のフォローアップ

創業して間もない方は、何かと不安や悩みを抱えている場合があります。そのため、保証承諾後において創業者へのフォローアップを実施しております。

(5) 創業セミナー

福井県信用保証協会では、これから創業をされる方、創業して間もない方、そして経営に必要な知識等を学びたい方を対象に「創業セミナー」を開催しています。



第2章



創業計画を作成しよう!

第2章では、創業計画の作成に係る手順やポイントについて説明します。まずは、創業までのスケジュールと創業への決意・準備状況をセルフチェックしてから、創業計画を作成してみましょう。

1 創業までのスケジュール

創業の準備にかけられる時間は、事業の内容によっても差がありますが、一般的なスケジュールは次のとおりとなっています。

	12か月前	6か月前	3か月前	開業
市場調査	→			
計画書作成		→	→	
許認可調査・申請		→	→	→
資金調達の検討			→	→
店舗・人材の検討			→	→
開業				→

2 創業に向けた決意・準備状況

創業を思いついてから実際に創業するまでにはいろいろな準備が必要です。まず、創業計画を作成する前に、あなたの創業に向けた決意や現在の準備状況等を、次の2つのチェックリストで確認してみましょう。

(1) 創業者であるあなた自身の決意について

項目	内容	✓
 情熱と信念	自分の志のために、「最後までやりとげる」という熱い情熱と強い信念を持っていますか？	YES <input type="checkbox"/>
優れた独創性	その事業の商品またはサービスが、同業他者と比べて優れた独創性を持っていますか？	YES <input type="checkbox"/>
事業の経験	その事業に関して、十分な経験を積んでいますか？	YES <input type="checkbox"/>

幅広い人脈	多くの人脈があり、創業後は更にその人脈を拡大できますか？	YES <input type="checkbox"/>
情報処理能力	その事業に関する様々な情報を収集し、それを活用できますか？	YES <input type="checkbox"/>
自己資金	創業時も創業後においても、必要な資金を蓄え、ムダな支出を控えられますか？	YES <input type="checkbox"/>

(2) 創業に向けた準備状況について

動機 Why	①	どのような目的で何をやりたいのかハッキリしていますか？	YES <input type="checkbox"/>
	②	その事業に志と情熱を持っていますか？	YES <input type="checkbox"/>
	③	その事業は顧客のニーズにマッチしていますか？	YES <input type="checkbox"/>
何を What	④	その事業で売る商品にニーズはありますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑤	その事業のセールスポイントはありますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑥	競合他社情報・価格帯等を調査した上で、品質・価格等に競争力がありますか？	YES <input type="checkbox"/>
だれ Who	⑦	受注見込先、仕入見込先等の人脈や信用はありますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑧	ターゲットとなる客層は明確ですか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑨	必要な従業員は確保できますか？	YES <input type="checkbox"/>
どのように How	⑩	経営者としての自信と体力はありますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑪	その事業についての十分な知識と経験がありますか？	YES <input type="checkbox"/>
どこで Where	⑫	創業する場所は決まっていますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑬	その場所はあなたの事業にふさわしい場所ですか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑭	その場所の家賃等は負担にならない金額ですか？	YES <input type="checkbox"/>
いつ When	⑮	創業はタイミングが大事ですが、いつ創業するか具体的な青写真ができていますか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑯	創業のタイミングは同業他社等の状況からみて適切ですか？	YES <input type="checkbox"/>
創業計画	⑰	売上・仕入・利益などの「収支計画」について、予測シミュレーションを何度かしましたか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑱	必要な資金（運転資金・設備資金）がいくらになるか試算しましたか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑲	自己資金を準備しましたか？	YES <input type="checkbox"/>
	⑳	「創業計画書」を作成しましたか？	YES <input type="checkbox"/>

POINT! 全ての項目でYESになることが理想ですが、YESにならなかった項目についてもあきらめずに、準備していきましょう。

3 創業計画書を作成する

創業を成功させるためには、創業者の「やる気」と「創業計画」がとても重要です。頭に描いている事業のイメージを具体的に創業計画書にまとめることで、より実現可能なものになります。しっかりとした創業計画を作成して、リスクや失敗などの不安を抑えるようにしましょう。

なお、創業者が金融機関から融資を受ける際には、創業計画書（P32記入例参照）の提出が一般的です。

(1) 創業計画書の作成手順

1

事業構想

- **創業の動機や目的、セールスポイントなど**
動機と目的を明確にし、事業の特徴やセールスポイント、今後の事業展開などについて説明します。
- **市場調査・競合調査**
事業の市場規模、将来性、事業を取り巻く環境、競争相手等を調査し、事業内容の裏付けとします。

2

具体的な事業内容

- **ビジネスモデルの確認**
事業の形態・規模、提供する商品、サービスの販売方法について検討します。
- **販売計画・仕入計画**
販売計画、仕入計画について検討します。

3

創業時の資金計画表

- **資金運用計画**
創業時に必要な資金（運転資金・設備資金）について検討します。しっかり見積もって検討する必要があります。
- **資金調達計画**
創業のために準備した自己資金、親族等からの援助、金融機関からの借入金など、返済計画を考慮した資金調達方法を検討します。

4

収支計画表

- **目標売上の設定**
必要となる経費を見積もり、目標売上高や損益分岐点売上高を算出します。
- **目標売上確保策**
目標売上の確保のため、販売促進策を検討します。

4 創業計画書の作成ポイント

(1) 事業構想

「いつ」・「どこで」・「何を」するのか、「目的」・「(事業の) 特徴・強み」は何かなど、事業全体のイメージを固めます。

① 創業の動機・目的

創業の動機・目的、経営理念、経営方針など、創業するにあたってのあなたの熱い思い・実現したいことなどを書き込みます。



創業に至る背景や、経験・資格を交えながら背中を押されたきっかけについて記載してください。どういう目的で、何をやりたいのかをはっきりさせ、事業をやり遂げる強い信念を持って創業することが重要なポイントです。

② 対象顧客

対象とするお客様の性別、年齢、職業、所得水準、世帯構成、ライフスタイル、こだわり、利用動機、利用頻度などを具体的に想定することで、ターゲットをしぼった効率的な事業活動が可能となります。

③ 事業エリア

業種にもよりますが、どこで創業するかが重要です。



事業エリアについては、業種や顧客層をもとに十分検討してください。事業の成否を左右するとても重要なポイントです。

④ 商品およびサービス特性

商品およびサービス特性が競合先に比べ優位性があるかが重要です。



商品やサービスにおいて、お客様に「何」をアピールするのか、競合先と「何」がどう違うのか、セールスポイントが営業場所やターゲットとなる顧客層に合っているのが重要なポイントです。

⑤ 商品価格

提供しようとする商品やサービスの価格が、ターゲットとするお客様のニーズやライフスタイルに合っているのか検討する必要があります。

⑥ 競争相手、協力者およびネットワーク

営業場所の近隣に同業他社がありますか。また、家族や取引先などの事業協力者はいますか。



競合先を知っておくことで、競合先よりも魅力あるサービスの提供や戦略を検討することができ、競合先をしっかりと分析することで、ターゲットの所在やマーケティングの参考になります。

また、事業協力者は、今後の営業展開や資金面の援助などが期待できるなど、事業の成否に重要なポイントです。

● それでは、①～⑥をふまえて記入してみましょう！



1 事業構想のまとめ

① 創業の動機・目的

② 対象顧客

③ 事業エリア

④ 商品およびサービス特性

⑤ 商品価格

⑥ 競争相手、協力者およびネットワーク

(2) 具体的な事業内容

「いつ」、「だれに」、「何を」、「どこで」、「どのように」販売していくのか、どのように事業を展開していくのか、具体的に検討しましょう。

また、安定した仕入先の確保や、支払条件・売上代金回収条件のバランスなども心がけましょう。

① 事業形態

事業形態には「個人」と「法人」がありますが、どちらで創業するか選択する必要があります。事業の内容や規模などを総合的に勘案し、早めに決めましょう。

それぞれの特徴は次のとおりです。

項目	個人 	法人（株式会社の場合） 
創業手続きと費用	手続きは比較的簡単で、費用もあまりかからない。	会社設立登記手続きが必要で、それに伴う費用がかかる。
事業の内容	手続きの必要はなく、いつでも自由に変更できる（許可や資格が必要な事業は、それに伴う手続きが必要）。	事業内容は定款に記載し、変更する場合は定款の変更登記手続きが必要である。
社会的信用	一般的に法人に比べてやや劣る。	一般的に信用は高く、新規取引や従業員の採用等において有利である。
会計処理	会計帳簿等の作成が簡易である。	複式簿記が義務付けられるなど、作成は複雑である。
事業に対する責任	無限に責任を負う（無限責任）。	出資分を限度に責任を負う（有限責任）。
社会保険への加入	事業主は加入できず、国民健康保険、国民年金に加入する。	会社が加入すれば、代表者・家族・従業員も健康保険・厚生年金に加入できる。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となる。	代表者や役員の給与は、役員報酬として経費となる。

② 営業場所

営業所の選定は、事業の成否を左右する重要なポイントです。資金や販売計画とのバランスを考えて選定しましょう。



顧客ターゲットが自社を利用するのに適した立地を検討してください。一般的に立地条件の良い場所は、当然家賃などの費用負担が重くなり、多少不利な立地条件でも、サービスの内容等により足を運んでもらえる場所もあります。

③ 開業予定日

開業はタイミングが重要です。社会情勢や競合先の動きなども考慮して開業日を決めましょう。

④ 許可

法令により許可、認可、登録、免許、指定、届出および認証を必要とする事業があります。創業しようとする業種において許認可等が必要かどうか確認しましょう。

※主な関係機関と許認可事業については、P24・30・31に記載しています。

⑤ 人員体制

事業の運営に必要な役割や人数を検討しましょう。

また、その人数を正社員・アルバイトのどちらで対応するか、賃金や勤務時間、シフトの状況なども踏まえて検討しましょう。

⑥ 賃料の有無

家賃のほか、駐車場の確保のために賃料が発生します。毎月の経費を把握するために、事業の運営に必要な賃料の合計額を確認しましょう。

⑦ 仕入計画

商品の仕入先、価格、仕入方法、支払方法などについて検討しましょう。必要な時期に、必要なものを、安定して調達できる仕入先の確保が必要です。

なお、支払方法については、例えば「〇日締め〇日払い、現金100%」など、詳しく確認しておきましょう。

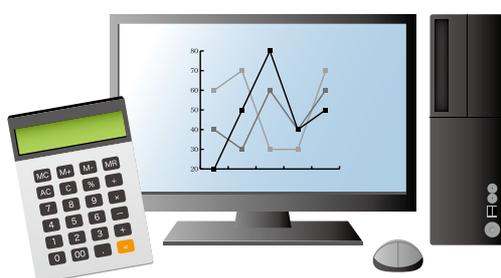


何をどこから仕入れるか、発注はいつか、支払は現金か手形か、仕入値は安価で品質が良いか、そして仕入先の信用状態はどうかなども仕入計画のポイントとなります。

⑧ 販売計画

必要な売上を確保するために、誰がいつから販売するのか、どこで何を販売するのか、料金設定はどうするのかなどについて検討しましょう。

なお、現金で販売するのか、掛け売りなのかなど、どのような方法で販売していくのか、入金までのサイトは何日かについての検討も必要です。



● それでは、①～⑧をふまえて記入してみましょう！



2 具体的な事業内容のまとめ

① 事業形態

② 営業場所

③ 開業予定日

④ 許可

⑤ 人員体制

⑥ 賃料の有無

⑦ 仕入計画

⑧ 販売計画

(3) 創業時の資金計画表

創業後事業を行うために必要な設備や経費に係る支払について算出した後に、その必要資金をどのように調達するかを検討しましょう。

① 運転資金計画

創業後に必要となる運転資金を検討します。

運転資金とは、仕入先への支払、買掛金・支払手形の決済、人件費や地代家賃などの経費の支払のように、事業を運営していくために必要な資金です。

 創業して間もなくは、計画とおりの売上や入金がなく、経費の支払が先行してしまうことがあります。仕入代金や経費がいくらぐらい必要かなど、内訳を具体的に記入し、当面の必要運転資金を計算しましょう。

② 設備資金計画

創業時に必要となる設備資金を検討します。

設備資金とは、店舗等の取得・改装、機械・備品購入などに必要な資金です。設備資金については、見積書等を入手して金額を確認しましょう。

 創業時には、最初から何でもそろえたいものですが、電話やパソコン、机やイスなど、手持ちの物を流用できないか、また、新品ではなく中古品で対応できないかなど、なるべくお金をかけないという調達方法も検討しましょう。

③ 資金調達計画

運転資金と設備資金を合算したものが、創業に必要な資金となります。その資金をどのように調達するかが「資金調達計画」です。

自己資金、補助金・助成金、金融機関からの借入れ、親族等からの借入れなど、返済計画を考慮した調達方法を検討します。



資金調達の方法と優先順位

1	自己資金	自分のお金ですから、どこに返す必要もなく、利息も発生しません。創業時には、まず自己資金でどの程度必要な資金をまかなえるか、という点が非常に重要です。
2	補助金・助成金	国や地方公共団体が、中小企業施策の一つとして創業者に対して補助金・助成金を準備している場合もあります。補助金・助成金は融資と違って返済する必要はありません。
3	金融機関などからの借入れ	借入金額が大きくなると、月々の返済額も大きくなり資金繰りが苦しくなります。借入金額については、慎重に検討しましょう。 <福井県信用保証協会を利用できる主な金融機関> 福井銀行、北陸銀行、北國銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫 など

4	親族・知人からの借入れ	親族・知人に資力があり、事業への理解が得られれば、その親族・知人から借りるのも一つの方法です。しかし、この借入れを機に大切な関係が壊れてしまうということもありますので、きちんと説明し、納得してもらった上で借入れを行うようにしましょう。
5	出資を受ける	事業計画に対し、出資をしてくれる人がいれば「出資を受ける」という方法もあります。ただし、出資比率に注意が必要です。

● それでは、①～③をふまえて記入してみましょう！



3 創業時の資金計画表のまとめ				
	必要な資金	金額	調達の方法	金額
設 備 資 金	不動産取得費、内装工事費など	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入	
運 転 資 金	仕入資金、経費支払資金など	千円	金融機関からの借入	千円
	合 計	千円	合 計	千円

(4) 収支計画表

創業される方にとって、「これから始める事業は、どれくらいの利益がでるのか」という点は気になるところです。この創業後の収支見込みを『収支計画』といいます。

収支計画表の作成手順は次のとおりです。

① 売上高の算出

まず、1か月の売上高から検討します。業種によって算出方法は異なりますが、売上高の見込みをどのように算出すればよいか主なものを記載します。

■ 製造業など（設備単位あたりの生産能力がとらえやすい業種）

$$\text{製品1個あたりの単価} \times \text{設備1台あたりの生産能力} \times \text{設備数} \times \text{稼働率} \times \text{営業日数}$$

例： 100円 × 300個 × 5台 × 90% × 25日 = 3,375千円

■ 小売業など

$$\text{商品平均単価} \times \text{1日あたりの客数} \times \text{営業日数}$$

例： 3千円 × 50人 × 25日 = 3,750千円

■ 飲食業、理容・美容業など

$$\text{客単価} \times \text{座席数} \times \text{1日あたりの回転数} \times \text{営業日数}$$

例： 5千円 × 10席 × 1.5回転 × 25日 = 1,875千円

■ サービス業など（労働集約的な業種）

$$\text{従業員1人あたりの売上高} \times \text{従業員数}$$

例： 500千円 × 5人 = 2,500千円

② 売上原価の算出

売上原価とは、商品の仕入れや労務費などのことで、製造業では「製造原価」、建設業では「工事原価」といいます。売上原価は次のとおり算出します。

$$\text{売上原価} = \text{売上高} \times \text{原価率}$$

売上高を予測したら、原価率を乗じます。原価率は業種によって一定の目安があります。業界平均値により算出しましょう。

③ 経費の算出

経費とは、営業活動に必要な費用のことであり、まとめて「販売費および一般管理費」といいます。毎月定期的に発生する人件費、家賃、水道光熱費、広告宣伝費、その他経費など、事業に必要な経費を算出しましょう。



売上が少ない創業時や業況が悪化した場合に、毎月発生する経費負担が多いと資金繰りを圧迫するおそれがありますので、できるだけ経費を抑えることが重要なポイントです。

④ 収支計画の作成

前ページ①～③をふまえて実際に収支計画を立ててみましょう。また、併せて1年後を目安に「軌道に乗った後」の収支計画も立ててみましょう。

4 収支計画表（月平均）のまとめ

(単位：千円)

		当初	1年後	算出根拠
売	上 高 ①	円	円	
売	上 原 価 ②	円	円	
売 上 総 利 益 (①－②)		円	円	
経 費	人 件 費	円	円	
	家 賃	円	円	
	減 価 償 却 費	円	円	
	支 払 利 息	円	円	
	そ の 他	円	円	
合 計 ③		円	円	
利 益 ④ (①－②－③)		円	円	
利 益 ④		円	円	
減 価 償 却 費 ⑤		円	円	
返 済 可 能 額 ⑥ (④＋⑤)		円	円	
返 済 金 ・ 生 活 費		円	円	

ここが重要!



※生活費は個人の場合です



収支計画では、利益の中から返済金や（個人の場合は）生活費を支払うこととなりますので、「一定の利益が確保されている」ということが重要です。創業当初は利益が少なくても、軌道に乗った後には十分な利益が確保されている計画にしましょう。

◎創業計画書（様式）

（創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証用）

創業・再挑戦計画書

福井県信用保証協会 御中

平成 年 月 日
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

[申込人]
住 所
会 社 名
氏名または
代表者名 印

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等	(種類)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
[許可等取得が必要な場合]	[許可・免許・登録・認証の別を記入]			
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
- キ その他（具体的に記入して下さい）

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合計		千円	合計	千円

4. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

第3章



創業の基礎知識を学ぼう！

第3章では、創業に必要な基礎知識をご説明します。具体的には税務・労務・社会保険関係の届出、事業に必要な許認可、そして決算申告などです。内容は多岐にわたっていますが、とても重要な手続きですので必ず行いましょう。

1 創業に伴う届出

創業時に必要な届出書類は、届ける書類の種類や届出先によっていろいろあります。主な届出等については、次の表を参考にしてください。

(1) 税務署等への届出

対象	届出の名称	提出期限	届出先
個人 	個人事業の開業等届出書	開業の日から1か月以内	税務署
	青色申告承認申請書（青色申告を希望する場合）	開業の日から2か月以内 （開業の日が1月15日以前の場合は3月15日まで）	
	青色事業専従者給与に関する届出書		
	給与支払事務所等の開設届出書	事務所等を開設した日から1か月以内	
	棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告書の提出期限まで	県税事務所 市町役場
	個人事業開始等申告書 開業等届出書	開業後速やかに	
法人 	法人設立届出書	設立の日から2か月以内	税務署
	給与支払事務所等の開設届出書	事務所等を開設した日から1か月以内	
	棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告書の提出期限まで	
	青色申告承認申請書（青色申告を希望する場合）	設立3か月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日	県税事務所 市町役場
	事業開始等申告書	開業後速やかに	
	法人設立・設置届出書		

(2) 労働保険関係の届出

従業員を一人でも雇用した事業主は、労災保険への加入が義務付けられます。また、一定の要件の従業員を雇用する事業主は、雇用保険への加入が義務付けられます。

なお、労働保険は従業員を対象とするものであるため、事業主は加入することができません。

種類	届出の名称	提出期限	届出先
労災保険	①保険関係成立届 ②適用事業報告	①保険関係成立日後10日以内 ②事業所設置後すみやかに ・個人・法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる ・従業員を10人以上雇用する場合は、「就業規則届」の届出も必要	労働基準監督署
	概算保険料申告書	保険関係成立日後50日以内	福井県
雇用保険	①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	①設置日後10日以内 ②雇用した翌月の10日まで 個人・法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる	公共職業安定所 (ハローワーク)

(3) 社会保険関係の届出

労働保険と異なり、事業主も被保険者となるため、法人事業所の場合、事業主一人の場合でも加入が義務付けられます。

個人事業の場合、常時5人以上の従業員を使用する事業所は加入が義務付けられます。

※飲食店や理美容業などの一部業種については任意加入となる場合があります。

種類	届出の名称	提出期限	届出先
健康保険 厚生年金保険	①新規適用届 ②被保険者資格取得届 ③被扶養者(異動)届 ④国民年金第3号被保険者の届出	適用事業者となった場合にすみやかに ・法人事業所はすべて加入 ・個人事業の場合 従業員5人以上はすべて加入(サービス業の一部等については任意加入) 従業員5人未満は任意加入	年金事務所



2 許認可等の手続き

創業する場合、業種によっては法令等により、許可・認可・登録等を必要とする事業があります。そのため、創業しようとする業種について、許認可等が必要かどうかを調べる必要があります。主な関係窓口と許認可事業については、次の表を参考にしてください。

許認可権者	事業内容
保健所	飲食店、喫茶店、食品製造業、旅館業 など
公安委員会	古物商 など
官公庁	酒類販売業、運送業、自動車整備業、建設業、宅地建物取引業 など

※許認可等を必要とする業種については一覧表（P30・31）でも確認できます。

3 創業後に必要となること

（1）経理

経理は、事業活動に伴う資金の流れを把握するためにあります。事業の実態を数字できちんと把握することは、経営を正しく判断するために欠かせません。よって経理の知識は、経営者にとって欠かすことができないものです。

実際の記帳、申告等で不明な点が生じた場合は、税理士等の専門家をお願いするか、商工会議所・商工会、青色申告会、税務署等で記帳相談を受けるとよいでしょう。

（2）確定申告

1年分の申告を、個人事業主は毎年2月16日から3月15日に、法人は事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に対して行います。確定申告を行うことで所得に対する課税額が決定され、納税することになります。

確定申告をする際は、大きく「白色申告」と「青色申告」に分かれます。主な違いは、記帳の仕方とそれに伴う控除の額の差です。

（3）税金

事業所得にかかる主な税金は、次のとおりです。

個人事業の場合	種類	税金の概要	申告手続等
	国税	所得税	所得金額に応じてかかります。
地方税	個人事業税	所得金額に応じてかかります。	所得税の確定申告をすれば、特に申告の手続きは必要ありません。
	個人住民税 ①県民税 ②市町民税	次の二つからなっています。 • 均等額でかかる均等割 • 前年の所得に応じてかかる所得割	

法人		種類	税金の概要	申告手続等
法人 の場合	国税	法人税	所得金額に応じてかかります。	決算日の翌日から2か月以内に本店所在地の税務署に申告します。
	地方税	法人事業税	所得金額に応じてかかります。	申告期限は法人税と同じです。事業所等のある県に申告します。
		法人住民税 ①県民税 ②市町民税	次の二つからなっています。 ・会社の区分（事業規模）に応じてかかる均等割 ・当期の法人税額に応じてかかる法人税割	申告期限は法人税と同じです。事業所等のある県および市町に申告します。

※このほか、消費税、固定資産税、自動車税等も考慮しておく必要があります。

(4) 金融機関との取引

事業を継続していく上で、金融機関との取引は欠かせません。事業拡大に伴う設備投資やスポット的な運転資金が必要な場合など、様々な局面で金融機関からの借入れが必要となります。

創業後は、実績の報告をするとともに、多くの事業者と取引を行っている金融のプロである金融機関と良好な関係を築きましょう。

(5) 資金繰り

資金繰りとは、現金の出入り（収支）を確認し、事業資金が不足しないよう調整することです。帳簿上もうかっている、支払に回す資金が不足すると資金繰りは苦しくなります。日々の現金の出入りについては、細心の注意が必要です。



資金繰りが苦しくなる主な原因は、次のようなものが考えられます。

- ・売上があっても回収の長期化や受取手形での回収で、すぐに現金化できない。
- ・借入金やリースの返済など、費用として計上されない現金での支払が多い。
- ・売掛金の回収が長期の条件に変わったり、買掛金の支払期間が短くなったりして、現金の収支バランスが崩れる。

資金繰表は、一定期間の営業活動を現金の収支と支出の立場から集計したものです。運転資金の不足見通しを事前に確認するようにしましょう。



第4章

創業後もサポートいたします！



創業はゴールではなく、夢のスタートにすぎません。創業後においても、事業の発展のために継続して取り組むことが必要です。第4章では、福井県信用保証協会の創業後における支援をご説明します。

1 創業後のフォローアップ

創業して間もない方は、何かと不安や悩みを抱えている場合があります。そのため、保証承諾後において創業者へのフォローアップを実施しております。

2 お客様相談窓口

中小企業者の方からの様々な相談等にお応えするために、「お客様相談窓口」を開設しております。当初の計画どおり事業が進んでいるかをこまめに検証していただき、問題点や課題が見つかったら手遅れにならないうちに、早めに対応する必要があります。お悩みの際は、当協会までご相談ください。

平日の日中に当協会で開催している常設の相談窓口のほか、事前予約制の「夜間窓口」・「日曜窓口」を開設し、個別相談を行っております。



3 経営支援強化事業を活用した支援

当協会を利用している方で経営上のお悩みを抱えている方を対象に、外部専門家（中小企業診断士）の派遣を実施しております。外部専門家の派遣を希望される方は、担当者までご連絡ください。なお、経営支援強化事業を利用するにあたり、発生する費用については原則当協会が全額負担いたしますので、お客様が費用をご負担する必要はありません。

〈 支 援 内 容 〉

- 「創業フォローアップ」
 - 創業後5年未満の方に対し、中小企業診断士が客観的な現状分析や課題解決を図るためのアドバイスを行います。
- 「経営診断」
 - 中小企業診断士がお客様の事業所へ訪問し、経営診断（経営課題の抽出等）を行います。
- 「改善計画策定支援」
 - （経営診断受診後）経営改善計画の策定を希望される方に、経営改善計画策定に係る支援を行います。
- 「生産性向上支援」
 - 生産性向上に取り組むための具体的な経営計画の策定に係る支援を行います。
- 「事業承継支援」
 - 事業承継計画立案のお手伝いや事業承継に向けた課題解決へのアドバイスを行います。

4 創業セミナー

福井県信用保証協会では、これから創業をされる方、創業して間もない方、そして経営に必要な知識等を学びたい方を対象に「創業セミナー」を開催しています。詳しくは、当協会ホームページで日程等をご確認いただき、創業に興味のある方や創業予定の方は是非ご参加ください。

◎主な創業者向け保証制度

※貸付利率は平成30年8月1日現在で、変動する場合があります。

創業保証（創業関連保証・創業等関連保証）

保証対象者	(1) 創業を予定されている方 (2) 新たに事業を開始、もしくは事業を開始して5年未満の個人の方 (3) 新たに設立した法人の方、もしくは設立して5年未満の法人の方
保証限度額	3,500万円（創業関連保証2,000万円＋創業等関連保証1,500万円） ※これから事業を開始する方で、創業等関連保証をご利用いただく場合、自己資金の範囲内でのご利用となります。
資金使途・保証期間	運転資金・設備資金 10年以内
貸付利率	金融機関所定
信用保証料率	年0.80%

福井県制度融資

●開業支援資金（無担保）

保証対象者	(1) 県内において中小企業者として事業を開始する方（創業予定者） (2) 事業を開始（分社化を含む）して1年を経過していない方
保証限度額	3,500万円 ※新たに事業を開始する方については、事業資金総額のうち2,000万円以下は自己資金不要。事業資金総額の2,000万円を超える部分については、自己資金額を限度。
資金使途・保証期間	運転資金・設備資金 10年以内
貸付利率	年0.90%
信用保証料率	年0.80%（借入額2,000万円まで（初回利用に限る）は県による保証料全額補給あり）

各市制度融資

●福井市創業支援資金

保証対象者	福井市内で事業を営もうとしている者、または事業を営んで1年未満の中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ①若者（35歳未満）または女性の方 ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーション（築25年以上の物件の改装等）を行う方 ④「福井市創業支援事業計画」に基づく認定特定創業支援事業による支援を受けた方
保証限度額	2,000万円
資金使途・保証期間	運転 5年以内、設備 7年以内、運転・設備併用 7年以内
貸付利率	年0.90%
信用保証料率	年0.80%（福井市による保証料全額補給あり）

● 大野市中小企業資金（元気企業支援資金）

保証対象者	大野市内において新たに事業を開始または開業から1年未満の中小企業者等
保証限度額	運転 500万円、設備 1,000万円
資金使途・保証期間	運転 7年以内、設備 10年以内
貸付利率	年1.00%
信用保証料率	年0.80%

● 坂井市中小企業者等振興資金（開業資金）

保証対象者	坂井市内において新たに事業を開始または開業から1年を経過しない中小企業者
保証限度額	1,500万円
資金使途・保証期間	運転・設備 7年以内
貸付利率	年0.90%
信用保証料率	年0.80%（坂井市による保証料0.6%補給あり）

その他創業者向け保証制度

● 創業フォロー型当座貸越根保証（事業者カードローン）「ステップ保証」

保証対象者	次のすべての要件を満たす中小企業者 ①申込金融機関が今後とも支援育成を行いたい先で、償還能力ありと認められた者 ②業歴が6か月以上5年未満である者 ③金融機関の創業融資（信用保証付含む）等の融資残高を有していること ただし、申込金融機関に融資残高が無い場合は、申込金融機関による金融支援が見込まれること ④保証申込時点で既に根保証の利用がないこと
保証限度額	50万円以上300万円以内（ただし、一企業一口）
資金使途・保証期間	事業資金 2年以内
貸付利率	金融機関所定
信用保証料率	年0.39～1.62%

◎許認可等を必要とする主な業種

次の業種については、その許認可等を取得していなければなりません。

業 種	許可等	根 拠 法	有 効 期 間
食料品製造業	許可	食品衛生法（52条）	5年を 下らない期間
食料品販売業	許可	食品衛生法（52条）	
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法（52条）	
建設業	許可	建設業法（3条）	5年
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条）	—
一般貸切旅客自動車運送事業		道路運送法（8条）	5年 （※1）
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（第43条）	—
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（79条）	2年 （更新時2年または3年）
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	—
旅館業	許可	旅館業法（3条）	—
古物営業	許可	古物営業法（3条）	—
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（4条）	6年
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）	5年または6年 （※2）
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条）	5年または6年 （※3）
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の20）	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の22）	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（24条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業（※4）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の2）	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の5）	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年

業種	許可等	根拠法	有効期間
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年（※5） （更新時5年または7年）
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年（※5） （更新時5年または7年）
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）
病院・診療所・助産所	許可	医療法（7条）	—
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年
酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—
労働者派遣事業（※6）	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 （更新時5年）
家畜商	免許	家畜商法（3条）	—
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付することができる （概ね2年）
興行場	許可	興行場法（2条）	—
浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—
測量業	登録	測量法（55条）	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—
採石業	登録	採石法（32条）	—
建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—

※1 一般貸切旅客自動車運送事業について、道路運送法の一部を改正する法律（平成28年法律第100号）による改正前の同法第4条1項の許可を受けている方は、平成29年4月1日（一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新に係る同法の改正規定施行日）に改正後の許可を受けたものとみなされます。

※2 医薬品（体外診断用医薬品を除く）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の場合、有効期間は6年です。

※3 医薬品（体外診断用医薬品を除く）製造業のうち、薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の場合、有効期間は6年です。

※4 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（第39条）に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行う方をいいます。

※5 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた方であって、更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められた方に係る許可の場合、更新期間は7年です。

※6 労働者派遣事業のうち、平成27年9月30日（改正法施行日）時点において特定労働者派遣事業を営んでいる方は、平成30年9月29日まで、本許可を受けずとも引き続き同事業を行うことができます。

◎創業計画書の記入例

(創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証用)

記入例

創業・再挑戦計画書

福井県信用保証協会 御中

平成
西暦

30年7月1日

(どちらかに○印を付けてください)

[申込人]

住 所 福井市西木田〇-〇-〇

会 社 名

氏名または
代表者名 福井 太郎

印

創業等関連保証・創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	やきとり福井
開業(予定)住所	福井市中央〇-〇-〇 □ビル1F			電話 0776 (〇〇) 〇〇〇〇
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 西暦 30年8月1日
業種	飲食店		資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等	(種類)	飲食店	(根拠法)	食品衛生法
[許可等取得が必要な場合]		[許可・免許・登録・認証の別を記入]		[取得すべき許可等の根拠法を記入(例)食品衛生法]
従業員数	4名	取扱品	やきとり・お酒	仕入先 〇〇ミート 〇〇酒店
開業動機・目的	昔から飲食業界に関心があり「自分の店」を持つことが長年の夢であった。〇年の修行でノウハウも取得でき、好条件の物件も契約可能なことから開業を決意した。			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	調理師免許 食品衛生責任者			
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

役員・家族を除きます

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入して下さい)

着手しているものを
チェックしてください

許認可の申請状況を
記載してください

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	10,000 千円	自己資金	千円 9,000
	内装工事	5,000	親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
	厨房設備	3,000		
	備品	1,000		
	不動産賃貸(敷金)	1,000		
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	4,000 千円	金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
	仕入資金	2,000	〇〇銀行△△支店 (県開業支援資金、設備資金、7年)	5,000
	人件費等	1,000		
	諸経費等	1,000		
	合計	14,000 千円		

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	13,000	売上高	40,000
外注工費		工賃収入	
人件費	6,000	雑収入	
その他費用	18,000		
利益	3,000		
計	40,000	計	40,000

従業員の給与です

減価償却費・賃料・水道光熱費などです

不安定な創業期を 全力で応援します！！

無料

当協会が全額費用
負担いたします。

創業者のお客さまへ

創業支援 のご案内

福井県信用保証協会では、創業者の皆さまの創業期における経営課題を解決するため、一般社団法人福井県中小企業診断士協会（以下「診断士協会」といいます。）と連携して創業支援を実施しています。

対象 となる方

- 1 具体的に創業を計画している創業予定者で当協会の利用を検討している方
- 2 当協会を利用している創業者（創業後5年未満の方）で経営上のお悩みを抱えている方

支援内容

創業予定者で当協会の利用を検討している方には

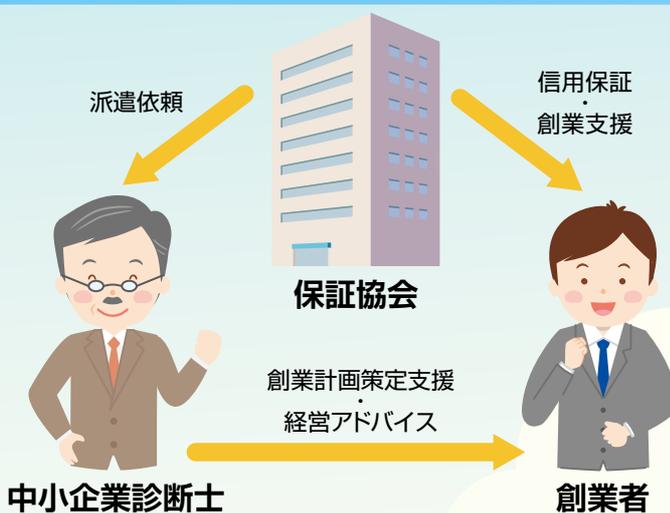
診断士協会所属の中小企業診断士による創業計画立案のお手伝いや経営アドバイスを行います。

創業して間もないお客さまで当協会を利用している方には

診断士協会所属の中小企業診断士による客観的な現状分析や課題解決を図るためのアドバイスを行います。

申込必要書類

- 住民票の写し（申込人が法人の場合は現在（履歴）事項全部証明書の写し）*
 - 創業支援申込書
 - 情報提供に関する同意書
 - 直近決算書二期分 など
- *本支援申込時点において当協会のご利用がないお客さまに限ります。

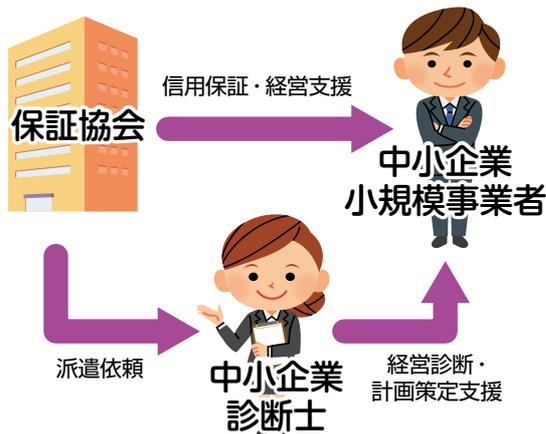


福井県信用保証協会をご利用のお客さまへ

無料

経営診断・計画策定のご案内

経営改善を サポートします!!



福井県信用保証協会では、営業力（販売力）、人材確保・育成、在庫管理に課題があるなど経営の安定に支障を生じているお客さまの経営上のお悩みを解決するため、一般社団法人福井県中小企業診断士協会（以下「診断士協会」といいます。）と連携して経営支援を実施しています。

対象 となる方

当協会のご利用があり、経営改善に意欲をお持ちの中小企業者

支援内容

診断士協会所属の中小企業診断士が、お客さまの事業所へ訪問し、経営診断（経営課題の抽出等）を行います。また、経営診断受診後、経営改善計画の策定を希望される方は経営改善計画策定に係る支援も行います。

申込必要 書類

- 経営診断受診申込書
- 情報提供に関する同意書
- 直近決算書二期分 など

費用

無料

（当協会が全額費用負担いたします。）

生産性の向上を目指すお客さまへ

無料

生産性向上支援のご案内

生産性向上を目指して、
経営計画を一緒に作りましょう！！

福井県信用保証協会では、経営資源の効率的な配分などによるお客さまの生産性向上への取り組みを促進するため、一般社団法人福井県中小企業診断士協会（以下「診断士協会」といいます。）と連携して生産性向上支援を実施しています。

生産性向上とは、、、

お客さまが抱えている課題点を見つけ出し、効率化への取り組みや付加価値向上への取り組み等を通し、経営の改善を図る活動を指します。

【具体的例】 5Sによるムダやミスの削減や人材育成により合理化を図る取り組み
商品、サービスの革新により付加価値向上を図る取り組み
設備投資により生産力向上を図る取り組み

対象となる方

当協会のご利用があり、生産性の向上に取り組む中小企業者

支援内容

診断士協会所属の中小企業診断士による生産性向上に取り組むための具体的な経営計画の策定に係る支援を行います。

申込必要書類

- 生産性向上支援申込書
- 情報提供に関する同意書
- 直近決算書二期分 など

事業承継をお考えのお客さまへ

無料

事業承継支援のご案内

スムーズな事業承継を図るため、
事業承継計画をつくってみませんか！！

福井県信用保証協会では、事業承継をお考えのお客さまが円滑な事業承継を行えるよう、一般社団法人福井県中小企業診断士協会（以下「診断士協会」といいます。）と連携して事業承継支援を実施しています。



対象となる方

当協会のご利用があり、事業承継を予定している中小企業者

支援内容

診断士協会所属の中小企業診断士による事業承継計画立案のお手伝いや事業承継に向けた課題解決へのアドバイスをを行います。

申込必要書類

- 事業承継支援申込書
- 情報提供に関する同意書
- 直近決算書二期分 など

福井県信用保証協会 企業支援部

企業支援課 Tel0776-33-8312 Fax0776-33-8310

創業支援（創業後5年未満含む）、事業承継支援、経営支援、経営改善支援、再生支援、保証申込・保証条件変更申込の審査・調査（条件変更先、創業支援先、再生支援先、経営改善計画策定支援事業・経営支援強化事業・経営サポート会議関与先）



<https://www.cgc-fukui.or.jp>



〒918-8004

福井市西木田2丁目8-1(福井商工会議所ビル4・5階)

TEL.0776-33-1800(代表)